

京都市告示第 418 号

京都市コミュニティセンター条例第3条ただし書の規定に基づき、下記のとおり、京都市崇仁コミュニティセンター（本館及び体育施設に限る。）の開所時間を臨時に変更します。

平成20年3月11日

京都市長 門川 大作

1 臨時に変更する日

平成20年3月26日(水)

2 臨時に変更する開所時間

(1) 変更前

午前9時30分から午後9時まで

(2) 変更後

午前9時30分から午後6時まで

(崇仁コミュニティセンター)